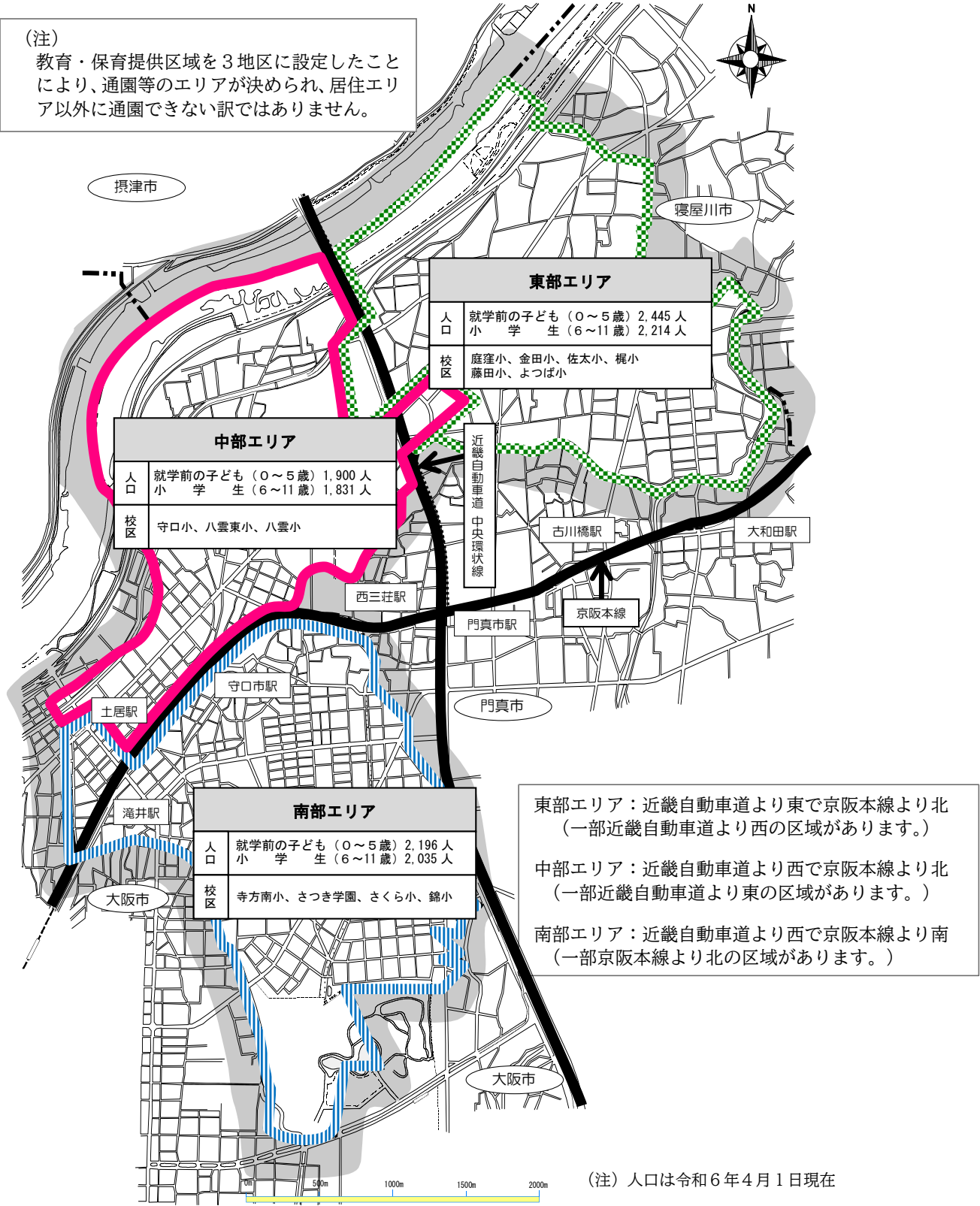


第6章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、子どもの人口及び教育・保育施設の分布状況を踏まえ、第二期計画における教育・保育提供区域については、第一期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



2. 教育・保育の量の見込みと確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1)-1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

(1)-2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】（新2号※）

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	1か所 (0)	東部：0か所(0)、中部：1か所(0)、南部：0か所(0)
認定こども園	26か所 (3)	東部：10か所(1)、中部：7か所(1)、南部：9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

市全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号	815	810	796	776	760
	2号	252	250	246	240	235
	合計	1,067	1,060	1,042	1,016	995
②確保方策	特定教育・保育施設	1,220	1,220	1,218	1,218	1,218
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	1,395	1,395	1,393	1,393	1,393
②-①		423	153	160	176	202

第6章 事業計画

(単位：人)

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	306	304	302	289	280
	2号	95	94	94	89	87
	合計	401	398	396	378	367
②確保方策	特定教育・保育施設	458	458	458	458	458
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	458	458	458	458	458
②-①		57	60	62	80	91

(単位：人)

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	228	224	221	216	214
	2号	70	69	68	67	66
	合計	298	293	289	283	280
②確保方策	特定教育・保育施設	268	268	266	266	266
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	443	443	441	441	441
②-①		145	150	152	158	161

(単位：人)

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号	281	282	273	271	266
	2号	87	87	84	84	82
	合計	368	369	357	355	348
②確保方策	特定教育・保育施設	494	494	494	494	494
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	494	494	494	494	494
②-①		126	125	137	139	146

(2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所（0）	東部：2か所（0）、中部：1か所（0）、南部：1か所（0）
認定こども園	26か所（3）	東部：10か所（1）、中部：7か所（1）、南部：9か所（1）

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		2,138	2,126	2,089	2,035	1,994
②確保方策	特定教育・保育施設	2,232	2,232	2,250	2,250	2,250
②-①		94	106	161	215	256

（単位：人）

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		803	799	791	758	733
②確保方策	特定教育・保育施設	909	909	909	909	909
②-①		106	110	118	151	176

（単位：人）

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		598	588	581	566	562
②確保方策	特定教育・保育施設	517	517	535	535	535
②-①		△81	△71	△46	△31	△27

（単位：人）

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		737	739	717	711	699
②確保方策	特定教育・保育施設	806	806	806	806	806
②-①		69	67	89	95	107

(3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和6年度の施設の設置状況】 () 内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部：2か所(0)、中部：1か所(0)、南部：1か所(0)
認定こども園	26か所(3)	東部：10か所(1)、中部：7か所(1)、南部：9か所(1)
小規模保育事業等	29か所(0)	東部：5か所(0)、中部：12か所(0)、南部：12か所(0)
企業主導型保育事業※	7か所(0)	東部：1か所(0)、中部：4か所(0)、南部：2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数(令和6年4月1日時点)

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		466	460	456	450	444
②確保方策	特定教育・保育施設	304	304	304	304	304
	特定地域型保育事業	139	136	136	136	136
	企業主導型保育事業	20	20	20	20	20
	合計	465	462	462	462	462
②-①		△1	2	6	12	18

(単位：人)

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		171	169	165	163	159
②確保方策	特定教育・保育施設	127	127	127	127	127
	特定地域型保育事業	33	30	30	30	30
	企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
	合計	161	158	158	158	158
②-①		△10	△11	△7	△5	△1

(単位：人)

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		140	138	138	136	135
②確保方策	特定教育・保育施設	72	72	72	72	72
	特定地域型保育事業	46	46	46	46	46
	企業主導型保育事業	11	11	11	11	11
	合計	131	131	131	131	131
②-①		△9	△7	△7	△5	△4

(単位：人)

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		155	153	153	151	150
②確保方策	特定教育・保育施設	105	105	105	105	105
	特定地域型保育事業	60	60	60	60	60
	企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
	合計	173	173	173	173	173
②-①		19	20	20	22	23

（４）３号認定（共働き家庭等）【１・２歳】

１・２歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和６年度の施設の設置状況】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	４か所（０）	東部：２か所（０）、中部：１か所（０）、南部：１か所（０）
認定こども園	２６か所（３）	東部：１０か所（１）、中部：７か所（１）、南部：９か所（１）
小規模保育事業等	２９か所（０）	東部：５か所（０）、中部：１２か所（０）、南部：１２か所（０）
企業主導型保育事業※	７か所（０）	東部：１か所（０）、中部：４か所（０）、南部：２か所（０）

（注）企業主導型保育事業は、届出施設数（令和６年４月１日時点）

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

市全体		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み		１,６４３	１,６０６	１,５８９	１,５７３	１,５５４
②確保方策	特定教育・保育施設	１,０９０	１,０９０	１,１０２	１,１０２	１,１０２
	特定地域型保育事業	３６１	３５５	３５５	３５５	３５５
	企業主導型保育事業	６２	６２	６２	６２	６２
	合計	１,５１１	１,５０５	１,５１７	１,５１７	１,５１７
②-①		△ １３２	△ １０１	△ ７２	△ ５６	△ ３７

（単位：人）

東部エリア		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み		６２０	５９４	５８１	５７１	５６１
	特定教育・保育施設	４２０	４２０	４２０	４２０	４２０
	特定地域型保育事業	７０	６４	６４	６４	６４
	企業主導型保育事業	１１	１１	１１	１１	１１
	合計	５０１	４９５	４９５	４９５	４９５
②-①		△ １１９	△ ９９	△ ８６	△ ７６	△ ６６

（単位：人）

中部エリア		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み		４７１	４７０	４７２	４６９	４６５
②確保方策	特定教育・保育施設	２５１	２５１	２６３	２６３	２６３
	特定地域型保育事業	１３４	１３４	１３４	１３４	１３４
	企業主導型保育事業	３９	３９	３９	３９	３９
	合計	４２１	４２１	４３３	４３３	４３３
②-①		△ ５０	△ ４９	△ ３９	△ ３６	△ ３２

(単位：人)

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		552	542	536	533	528
②確保方 策	特定教育・保育施設	419	419	419	419	419
	特定地域型保育事業	157	157	157	157	157
	企業主導型保育事業	12	12	12	12	12
	合計	589	589	589	589	589
②-①		37	47	53	56	61



(5) 教育・保育の今後の確保方策について

〈確保方策の考え方〉

2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児、1・2歳児の中部及び東部エリアについて、確保方策が不足する見込みとなっています。特に3号認定の1・2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっています。

このことから、今後早急に更なる確保方策を講じる必要性があることが示されました。

そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】との考え方にに基づき、今後の確保方策について、以下の項目を中心に実施を検討していきます。

＜確保方策の具体的項目＞

【1】東部エリアにおいて、公立認定こども園の民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図ります。

・施設規模及びエリア毎の確保方策を踏まえ、令和9年度に市立にじいろ認定こども園を民間移管する。

【2】中部エリアにおいて、民間移管する市立（外島）認定こども園の施設整備（建替）の促進による定員拡大を図ります。

【3】民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めます。

①「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充

②更なる保育士の確保方策の充実

③保育士等への研修の充実

④保育士等への巡回支援の充実 など

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間及び通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和6年度現在の実施体制】 () 内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所 (0)	東部：2か所(0)、中部：1か所(0)、南部：1か所(0)
認定こども園	26か所 (3)	東部：10か所(1)、中部：7か所(1)、南部：9か所(1)
小規模保育事業等	26か所 (0)	東部：4か所(0)、中部：10か所(0)、南部：12か所(0)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	1,470	1,451	1,431	1,404	1,382
②確保方策	人/年	1,470	1,451	1,431	1,404	1,382
	施設数(か所)	62	62	62	62	62
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	552	540	532	516	503
②確保方策	人/年	552	540	532	516	503
	施設数(か所)	17	17	17	17	17
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	419	414	412	405	402
②確保方策	人/年	419	414	412	405	402
	施設数(か所)	20	20	20	20	20
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	499	497	487	483	477
②確保方策	人/年	499	497	487	483	477
	施設数（か所）	25	25	25	25	25
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。

(2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校等の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、入会児童室については、低学年（小学校等の1～3年生）を対象としており、令和元年度からは民間委託により、開設時間の延長などサービス拡充を図っています。高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。今後も引き続き2つの児童クラブを活用して児童の受入れを行います。また、障がいのある児童の受入れについても、今後も民間事業者とともに多様なサービス提供により対応します。

【令和6年度現在の実施体制】

市立小学校等	13 か所
--------	-------

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	1,196	1,283	1,282	1,290	1,242
②確保方策	人/年	1,682	1,682	1,682	1,682	1,682
	施設数（か所）	13	13	13	13	13
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

市内全域での確保方策については充足しているものの、今後も各市立小学校等の敷地内の施設を活用して当該小学校等の児童が利用することを基本とすると、一部の学校において、新たな確保方策を要することから、学校及び市教育委員会と協議を行い、事業実施場所の適切な確保を図るとともに、対象校の通学区域内等において積極的に民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。

② 高学年【小学校等の4～6年生】（参考）

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	503	513	521	527	532
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数（か所）	13	13	13	13	13

【確保の内容】

高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施しているもりぐち児童クラブ登録児童室を活用して対応するとともに、民間の放課後児童クラブの設置促進に努めます。

（３）子育て短期支援事業【０～１８歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子ども、母子等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【令和６年度現在の実施体制】

児童養護施設等	８か所
---------	-----

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み	人日／年	104	110	110	110	110
②確保方策	人日／年	104	110	110	110	110
	施設数（か所）	8	8	8	8	8
②－①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。



(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【令和6年度現在の実施体制】

市立児童センター、私立認定こども園	7か所
-------------------	-----

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	20,185	20,185	20,185	20,185	20,185
②確保方策	人日/年	20,185	20,185	20,185	20,185	20,185
	施設数(か所)	7	7	7	7	7
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	11,632	11,632	11,632	11,632	11,632
②確保方策	人日/年	11,632	11,632	11,632	11,632	11,632
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	6,861	6,861	6,861	6,861	6,861
②確保方策	人日/年	6,861	6,861	6,861	6,861	6,861
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692
②確保方策	人日/年	1,692	1,692	1,692	1,692	1,692
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和6年9月末に、もりランドを廃止したため、今後は、各コミュニティセンターとの連携を図ることで、引き続き子育て親子の交流の場の提供に努める。

また、児童センターを令和7年度末に廃止する一方、児童センターで実施している地域子育て支援事業については、代替となる事業の実施者を募集し、必要な事業量を確保する。

加えて、現在実施している広報や乳児家庭全戸訪問等での各拠点施設の周知や各拠点施設との情報交換を継続しながら、子育て支援の充実を図る。

(5) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）
【3～5歳】

② 幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）
【3～5歳】（新2号）

【令和6年度現在の実施体制】 （ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	1か所（0）	東部：0か所（0）、中部：1か所（0）、南部：0か所（0）
認定こども園	26か所（3）	東部：10か所（1）、中部：7か所（1）、南部：9か所（1）

【量の見込みと確保方策】

市全体			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	7,861	7,820	7,683	7,484	7,333
	2号	人日/年	64,577	64,242	63,118	61,482	60,240
	合計	人日/年	72,438	72,062	70,801	68,966	67,573
②確保 方策	1号	人日/年	7,861	7,820	7,683	7,484	7,333
	2号	人日/年	64,577	64,242	63,118	61,482	60,240
	合計	人日/年	72,438	72,062	70,801	68,966	67,573
		施設数（か所）	27	27	27	27	27
②－①			0	0	0	0	0

東部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,954	2,939	2,910	2,791	2,695
	2号	人日/年	24,266	24,147	23,910	22,926	22,136
	合計	人日/年	27,220	27,086	26,820	25,717	24,831
②確保 方策	1号	人日/年	2,954	2,939	2,910	2,791	2,695
	2号	人日/年	24,266	24,147	23,910	22,926	22,136
	合計	人日/年	27,220	27,086	26,820	25,717	24,831
		施設数（か所）	10	10	10	10	10
②-①			0	0	0	0	0

中部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,198	2,162	2,136	2,080	2,068
	2号	人日/年	18,056	17,761	17,544	17,090	16,992
	合計	人日/年	20,254	19,923	19,680	19,170	19,060
②確保 方策	1号	人日/年	2,198	2,162	2,136	2,080	2,068
	2号	人日/年	18,056	17,761	17,544	17,090	16,992
	合計	人日/年	20,254	19,923	19,680	19,170	19,060
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,709	2,719	2,637	2,613	2,570
	2号	人日/年	22,255	22,334	21,664	21,466	21,112
	合計	人日/年	24,964	25,053	24,301	24,079	23,682
②確保 方策	1号	人日/年	2,709	2,719	2,637	2,613	2,570
	2号	人日/年	22,255	22,334	21,664	21,466	21,112
	合計	人日/年	24,964	25,053	24,301	24,079	23,682
		施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園及び私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外） 【0～5歳】

【令和6年度現在の実施体制】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	1か所（0）	東部：1か所（0）、中部：0か所（0）、南部：0か所（0）
認定こども園	11か所（3）	東部：4か所（0）、中部：3か所（0）、南部：4か所（0）
小規模保育事業等	8か所（0）	東部：1か所（0）、中部：4か所（0）、南部：3か所（0）
認可外保育施設	2か所	東部：0か所、中部：1か所、南部：1か所

第6章 事業計画

【量の見込みと確保方策】

(注) 夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	一時預かり	人日/年	13,133	12,957	12,782	12,544	12,348
	ファミサポ	人日/年	933	933	933	933	933
	合計	人日/年	14,066	13,890	13,715	13,477	13,281
②確保 方策	一時預かり	人日/年	13,133	12,957	12,782	12,544	12,348
		施設数(か所)	22	22	22	22	22
	ファミサポ	人日/年	933	933	933	933	933
	合計	(人日)	14,066	13,890	13,715	13,477	13,281
②-①			0	0	0	0	0

東部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	一時預かり	人日/年	4,924	4,816	4,741	4,604	4,489
	ファミサポ	人日/年	350	347	347	343	340
	合計	人日/年	5,274	5,163	5,088	4,947	4,829
②確保 方策	一時預かり	人日/年	4,924	4,816	4,741	4,604	4,489
		施設数(か所)	6	6	6	6	6
	ファミサポ	人日/年	350	347	347	343	340
	合計	(人日)	5,274	5,163	5,088	4,947	4,829
②-①			0	0	0	0	0

中部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	一時預かり	人日/年	3,754	3,717	3,701	3,639	3,610
	ファミサポ	人日/年	266	267	269	269	271
	合計	人日/年	4,020	3,984	3,970	3,908	3,881
②確保 方策	一時預かり	人日/年	3,754	3,717	3,701	3,639	3,610
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
	ファミサポ	人日/年	266	267	269	269	271
	合計	(人日)	4,020	3,984	3,970	3,908	3,881
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の 見込み	一時預かり	人日/年	4,454	4,425	4,340	4,301	4,248
	ファミサポ	人日/年	317	319	317	321	322
	合計	人日/年	4,771	4,744	4,657	4,622	4,570
②確保 方策	一時預かり	人日/年	4,454	4,425	4,340	4,301	4,248
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
	ファミサポ	人日/年	317	319	317	321	322
	合計	(人日)	4,771	4,744	4,657	4,622	4,570
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか認可外保育施設においても必要量を確保します。また、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）による確保も見込んでいます。

（６）病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【令和6年度現在の実施体制】 （ ）内の数字は、公立施設数。

認定こども園	3か所 (0)	東部：0か所(0)、中部：0か所(0)、南部：3か所(0)
小規模保育事業等	1か所 (0)	東部：0か所(0)、中部：1か所(0)、南部：0か所(0)

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	2,039	2,013	1,986	1,948	1,917
②確保方策	人日/年	2,039	2,013	1,986	1,948	1,917
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和7年度に中部エリアで1か所が新規開設される予定であり、市内施設と引き続き協力・連携をしていきます。また、病児保育事業（病後児保育を含む）事業へのニーズの高まりに対応するため、更なる実施について、事業実施区域のバランスも踏まえつつ医療機関を含めた市内施設に対して積極的に働きかけていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業） 【小学生】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学生のみが対象です。

【令和6年度現在の実施体制】

こども家庭センター	1 か所
-----------	------

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	372	372	372	372	372
②確保方策	人日/年	372	372	372	372	372
②-①		0	0	0	0	0

② 高学年【小学校等の4～6年生】

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日/年	32	32	32	32	32
②確保方策	人日/年	32	32	32	32	32
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、必要な確保量を見込んでいます。今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。

(8) 利用者支援事業（こども家庭センター型）

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するため、こども家庭センターを中心に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら、全てのこどもと家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数（か所）	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

今後も引き続き、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を実施していきます。



(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	妊娠届出数（人/年）	1,178	1,161	1,151	1,136	1,122
	延回数（人回/年）	12,610	12,428	12,321	12,161	12,011
②確保方策	人/年	1,178	1,161	1,151	1,136	1,122
	延回数（人回/年）	12,610	12,428	12,321	12,161	12,011
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	1,001	987	978	966	954
②確保方策	人/年	1,001	987	978	966	954
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

(11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	6	6	6	6	6
②確保方策	人/年	6	6	6	6	6

【確保の内容】

養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問し、きめ細やかな指導や支援等に努めます。

(11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会※等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、市では保健師等の専門職を配置したこども家庭センターを中心に、地域のさまざまな関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。また、守口市児童虐待防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、当該協議会が発行した児童虐待対応マニュアルを配布し、児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等または特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

令和2年度から子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍する児童の副食材料費に要する費用への補助を行っています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、民間施設等においても特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築することで、引き続き、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	25	30	30	30	30
②確保方策	実施体制					

【確保の内容】

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	0	0	0	0	0
②確保方策	実施体制	実施なし				

【確保の内容】

(16) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人/年	10	15	15	15	15
②確保方策	人/年	10	15	15	15	15

【確保の内容】

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	妊娠届出数(人)	1,178	1,161	1,151	1,136	1,122
	1組当たり 面談回数(回)	3回				
	面談実施合計回数	3,534	3,483	3,453	3,408	3,366
②確保方策	こども 家庭センター					
	上記以外					

【確保の内容】

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等の施設を利用できる新たな通園制度です。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み	0歳児(人)	101	100	99	98	96
	1歳児(人)	240	238	235	233	230
	2歳児(人)	263	253	251	248	246
	合計(人)	604	591	585	579	572
② 確保方策	0歳児(人)					
	1歳児(人)					
	2歳児(人)					
	合計(人)					

【確保の内容】

(19) 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。宿泊型と訪問型があり、宿泊型は産後5ヶ月未満の産婦と乳児が対象で、訪問型は産後1年未満の産婦と乳児が対象です。また訪問型には流産・死産された女性も含みます。令和7年度よりデイサービス型を導入し、更なる事業の拡充に努めます。

【量の見込みと確保方策（市全体）】

市全体			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の 見込み	宿泊型	人/年	75	80	85	90	95
		泊/年	265	270	275	280	285
	訪問型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
	デイサービス 型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
② 確保 方策	宿泊型	人/年	75	80	85	90	95
		泊/年	265	270	275	280	285
		施設数(か所)	4	4	4	4	4
	訪問型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
	デイサービス 型	人/年	75	80	85	90	95
		回/年	170	175	180	185	190
		施設数(か所)	4	4	4	4	4

【確保の内容】

4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

(1) 教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育・保育を行うためには、保育教諭等の一人ひとりが教育・保育への理解を深める必要があります。守口市では、市が主体となって、保育教諭等への官民合同の研修の実施など、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、民間園における新たな保育教諭等を確保するための支援として、新卒として採用された保育士等に対し、官民協働で最大 40 万円を支給する事業を令和3年度から実施していますが、昨今の保育士不足の加速化を受け、更なる人材確保の支援に努めます。さらに、現在、市内の教育・保育施設で働いている保育教諭等についても就業継続・離転職防止に向け、国や大阪府による財政支援等も積極的に活用を図りながら、その支援に努めます。

(2) 認定こども園へ移行に向けた必要な支援について

守口市では、待機児童の解消と質の高い教育・保育を確保するために認定こども園の普及に努めた結果、この間、市内にある多くの教育・保育施設が認定こども園に移行しました。

今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。具体的には、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図るとともに、認定こども園への移行が円滑に進むよう認可等の申請書類作成にかかる相談、助言等の支援に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的な考え方

さまざまな子育てニーズに対応するため、教育・保育施設等の利用にかかる施設型給付・地域型保育給付*や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、切れ目のない多様な子育て支援を実施します。その際には、利用者の置かれている環境に応じたサービスを受けることができるよう、各関係機関が連携し、支援を行うよう努めます。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方

地域型保育事業者が教育・保育施設と円滑に連携施設の設定が行えるよう、引き続き、市が必要な支援等を行います。

また、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携については、市が作成した接続期カリキュラムを活用するなど、すべての就学前施設が市立小学校等と連携・交流を図ることができるよう支援します。同時に、認定こども園等に勤務する保育教諭等と小学校等に勤務する小学校教諭がお互いの教育や各施設で行われている取組を理解するための交流や情報交換ができる場を設けるなど、認定こども園等での幼児教育・保育を終えた子どもたちが円滑に小学校等での環境に適応できるような取組を進めます。

5. 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保

（１）子どものための施設等利用給付にかかる給付方法について

施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に４回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の運営に支障をきたすことのないよう努めています。

（２）大阪府との連携について

都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監督状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使の際には、大阪府と連携を図ります。

